

改正

令和7年4月1日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、学校法人東洋大学寄附行為（昭和26年3月5日施行）第62条及び学校法人東洋大学役員等報酬委員会規則（昭和60年10月21日施行）第5条第2項の規定に基づき、学校法人東洋大学役員等の報酬等に関し必要な事項を定める。

(役員等の定義)

第2条 この規則で役員等とは、次の者をいう。

- (1) 常勤役員
 - ア 理事長
 - イ 代表業務執行理事
 - ウ 常務理事
 - エ 常任監事
- (2) その他の役員等
 - ア 理事
 - イ 監事
 - ウ 評議員
 - エ 総長
 - オ 顧問

(常勤役員の報酬)

第3条 常勤役員の報酬は、次のとおりとする。

- (1) 本俸（年俸）
- (2) 退任慰労金
- (3) その他の手当

(本俸)

第4条 常勤役員の本俸は年額とし、その額及び支給方法は別表第1に定めるとおりとする。

(委嘱料及び手当)

第5条 その他の役員等については、その職務を遂行するため、委嘱料及び手当として、別表第2で定めるとおり支給する。

(退任慰労金)

第6条 常勤役員及びその他の役員等のうち理事、監事又は総長が退任したときは、退任慰労金を支給する。

2 退任慰労金は、任期最終期の退任時において、任期ごとの退任慰労金を合算して支給する。

(常勤役員の退任慰労金)

第7条 常勤役員の退任慰労金は、別表第3に定める。

2 常勤役員が任期の途中で退任した場合は、別表第3に定める額を36で除した商に在任月数を乗じて得た金額を退任慰労金とする。

(理事、監事及び総長の退任慰労金)

第8条 その他の役員等のうち理事、監事及び総長の退任慰労金は、別表第4に定める。

2 その他の役員等のうち理事及び監事が任期の途中で退任した場合は、別表第4の基礎額（月額）に、在任月数を乗じて得た額とする。

第9条 削除

(通勤手当等)

第10条 常勤役員に対しては、原則として、通勤手当を別に定める学校法人東洋大学通勤手当支給基準（昭和58年5月26日施行）に基づいて支給する。

2 その他の役員等が職務を遂行するための交通費については、次条の規定を準用する。

(旅費)

第11条 役員等が出張する場合は、旅費を支給する。

2 旅費の支給は、別に定める学校法人東洋大学役員等旅費取扱内規を適用する。

(支給日及び支給方法)

第12条 役員等の報酬等の支給日及び支給方法は、この規則で定めるもののほか、東洋大学教職員給与規程（昭和33年7月17日施行）第3条、第28条及び第29条の規定を準用する。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき額を控除して支給する。

(計算の特例)

第13条 役員等が月の途中で就任又は退任したときは、当月分を含め、当月までに支給すべき報酬等の全額を支給する。

(兼務者の報酬等の取扱い)

第14条 教職員が常勤役員に就任したときは、別表第1で定める常勤役員の本俸を支給することとし、教職員としての給与は、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、教職員としての職務に対する諸手当が発生した場合は、支給する。

(在任期間)

第15条 役員等の在任期間は、就任の月から退任又は任期満了の月までの年数とし、12カ月をもって1年間とする。ただし、12カ月に満たない場合は、その月数とする。

2 役員等が常勤役員及びその他の役員等の在任期間を有するときは、第7条及び第8条に区分して退任慰労金を計算する。

(改正)

第16条 この規則の改正は、学校法人東洋大学役員等報酬委員会の発議により、理事長が評議員会の意見を聴いて理事会に提案し、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

1 この規則は、2020年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に在任する常勤役員に功労金は、支給しない。

3 前項の規定にかかわらず、前期から継続して在任する常勤役員で、既に支給が承認されている功労金については、支給する。

附 則（令和7年4月1日規則第26号）

この規則は、2025年4月1日から施行する。

別表第1 本俸（年俸）（第4条関係）

役員名	本俸（年額）	支給方法
理事長	18,500,000円	月額 1,541,000円 (初回のみ 1,549,000円)
代表業務執行理事	17,500,000円	月額 1,458,000円 (初回のみ 1,462,000円)
常務理事	17,000,000円	月額 1,416,000円 (初回のみ 1,424,000円)
常任監事	8,000,000円	月額 665,000円 (初回のみ 685,000円)

別表第2 委嘱料及び手当（第5条関係）

役員等名		委嘱料及び手当（年額）	支給方法
理事	学外選出者	1,500,000円	月額 125,000円
	学内選出者	900,000円	月額 75,000円
	うち事務局長	1,320,000円	月額 110,000円
	理事会内委員会委員長	学校法人東洋大学理事会の業務及び運営並びに理事の職務に関する規則（昭和63年2月29日制定）第5条による委員会の委員長手当 年額500,000円	
監事		1,300,000円	月額 108,000円 (初回のみ 112,000円)
評議員		学外選出者	評議員会出席手当 1回あたり30,000

		円を支給（委任による出席を除く） 評議員として出席する評議員会以外の 会議出席手当 1 回あたり 5,000円を支給（委任による出席を除く）
	学内選出者	評議員会出席手当 1 回あたり 18,000 円を支給（委任による出席を除く） 評議員として出席する評議員会以外の 会議出席手当 1 回あたり 3,000円を支給（委任による出席を除く）
評議員会議長	150,000円	就任時に委嘱料（年額）を支給し、 就任年度を除く在任期間についても、 年度ごとの就任月に、委嘱料（年額） を支給する。
評議員会副議長	100,000円	
総長	理事会において定める	
顧問	2,000,000円	

別表第 3 常勤役員の退任慰労金（第 7 条関係）

役員名	退任慰労金（1 期）	備考
理事長	9,500,000円	
代表業務執行理事	8,000,000円	
常務理事	7,500,000円	
常任監事	2,000,000円	

別表第 4 理事、監事及び総長の退任慰労金（第 8 条関係）

役員等名	退任慰労金（1 期）	備考
理事	90,000円	基礎額（月額）2,500円
監事	90,000円	基礎額（月額）2,500円
総長	理事会において定める	